

## 愛知県個人情報保護審議会答申の概要

答申第 219 号（諮問第 243 号）

件名：警察安全相談等・苦情取扱票の一部開示決定に関する件

### 1 開示請求

令和 5 年 1 月 18 日

### 2 原処分

令和 5 年 2 月 1 日（一部開示決定）

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）は、審査請求人に係る別表の 1 欄に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の一部開示決定において、同表の 2 欄に掲げる部分を不開示とした。

### 3 審査請求

令和 5 年 2 月 9 日

原処分の取り消しを求める。

### 4 諮問

令和 5 年 3 月 17 日

### 5 答申

令和 6 年 2 月 28 日

### 6 審議会の結論

処分庁が、本件保有個人情報の一部開示決定において、警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分及び職員番号を不開示としたことは妥当であるが、開示請求者以外の第三者に対する措置が記載された部分については、開示すべきである。

### 7 審議会の判断

#### (1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下判断するものである。

#### (2) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、審査請求人が、母親の居場所が分かったので確認して欲しい旨の相談を特定年月日に A 警察署にしたことで作成された警察安全相談等・苦情

取扱票であり、処分庁は、このうち別表の 2 欄に係る部分を同表の 3 欄に掲げる理由により不開示としている。

(3) 条例第 17 条第 2 号該当性について

ア 条例第 17 条第 2 号は、審査請求人以外の個人の権利利益を保護する観点から、当該審査請求人以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより、審査請求人以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）が含まれている保有個人情報については、不開示とすることを定めたものであり、併せて当該審査請求人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお審査請求人以外の個人の権利利益を侵害するおそれがある情報が含まれている保有個人情報についても不開示とすることを定めたものである。

そこで、この考え方にに基づき、同号該当性について以下検討する。

イ 警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分について

警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、条例第 17 条第 2 号本文に該当する。

そして、同号ただし書ハは、個人が公務員等である場合において、当該個人に係る情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は開示することとしているが、この例外として、当該公務員等が規則で定める職にある警察職員である場合にあつては、その職務の特殊性から、氏名を開示することにより、当該警察職員の私生活等に影響を及ぼす可能性が高いことから、当該公務員等の氏名に係る部分を除くこととしている。この氏名を不開示扱いとする警察職員の範囲は、知事の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成 17 年愛知県規則第 10 号）第 8 条により、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察職員と規定されていることから、警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分は、条例第 17 条第 2 号ただし書ハに該当しない。

さらに、同号ただし書イ及びロに該当しないことは明らかである。

よって、警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分は、条例第 17 条第 2 号に該当する。

ウ 職員番号について

職員番号は、職員の人事、給与、共済事務等に関する広範なデータを管理するため、職員ごとに付与される個人識別番号であり、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、条例第 17 条第 2 号本文に該当する。

そして、同号ただし書イ、ロ及びハに該当しないことは明らかである。

よって、職員番号は、条例第 17 条第 2 号に該当する。

エ 開示請求者以外の第三者に対する措置が記載された部分について

当審議会において開示請求者以外の第三者に対する措置が記載された部分の内容を見分したところ、審査請求人以外の第三者と警察職員とのやりとり及び当該第三者の具体的な発言内容が記載されており、これは、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがあるものと認められることから、条例第 17 条第 2 号本文に該当する。

しかし、同号ただし書イは、法令等の規定や慣行により開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報は、開示しても社会通念上個人の権利利益を侵害するおそれがなく、仮に侵害するおそれがあるとしても、受忍すべき範囲にとどまると考えられるので、例外的に開示することとしているところ、本件保有個人情報の開示部分には、母親の居場所が分かったので確認して欲しい旨の審査請求人からの相談に対して、警察職員が調査を行い、その結果を審査請求人に伝えていることが記載されており、処分庁が不開示とした開示請求者以外の第三者に対する措置が記載された部分は、審査請求人に伝えることが予定されているものと認められる。

よって、開示請求者以外の第三者に対する措置が記載された部分は、条例第 17 条第 2 号ただし書イに該当することから、条例第 17 条第 2 号に該当しない。

(4) 条例第 17 条第 8 号該当性について

ア 条例第 17 条第 8 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、開示することにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された保有個人情報は不開示とすることを定めたものである。

そこで、この考え方に基づき、同号該当性について以下検討する。

イ 処分庁によれば、警察が調査するに当たり、警察関係者以外の第三者から意見を聴取することが必要となる場合があるところ、このような場合において、第三者から聴取した内容が開示されるとするならば、調査において、第三者が率直な意見を述べることを差し控えることも十分考えられる。そうなれば、事実関係の把握が困難となり、警察業務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

しかし、前記(3)エで述べたとおり、本件において不開示とした開示請求者以外の第三者に対する措置が記載された部分には、審査請求人に伝えることが予定さ

れている情報が記載されているところ、これを審査請求人に開示したとしても、処分庁が主張するような警察業務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとは認められない。

よって、開示請求者以外の第三者に対する措置が記載された部分は、条例第 17 条第 8 号に該当しない。

したがって、開示すべきである。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) まとめ

以上により、「6 審議会の結論」のとおり判断する。

別表

1 行政文書の名称	2 開示しないこととした部分	3 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
警察安全相談等・苦情取扱票（特定年月日受理）	警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分	条例第 17 条第 2 号に該当 警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職又はこれに相当する職にある警察職員の氏名に係る部分であるため
	職員番号	条例第 17 条第 2 号に該当 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがあるため。
	開示請求者以外の第三者に対する措置が記載された部分	条例第 17 条第 2 号に該当 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがあるため。 条例第 17 条第 8 号に該当 警察安全相談等に係る事務に関する情報であって、開示することにより、相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。